

専門医更新に関する認定期限・申請期間の変更について【重要】

本学会が認定する【小児歯科専門医】が、日本歯科専門医機構（以下、機構）から認証されたことに伴い、これまでの本学会の運営方法について、様々な指摘があり、これらの改善が必要となりました。

そこで、以下のとおり変更いたしますので、ご確認をお願いいたします。

1. 認定期限の統一について

これまで、専門医として承認された理事会開催日を登録日、その5年後を認定期限としていました。理事会は毎年同じ日に開催されないため、認定期限が統一されていませんでしたが、機構よりこれを統一するよう指導がありました。専門医を承認する理事会は、9月と3月に開催されるため、登録日は翌月1日（10月1日・4月1日）といたします。これにより認定期限も5年後の9月30日と3月31日に統一されます。

また、現専門医につきましても、認定期限を統一（後ろ倒し）いたします。

- ・ 認定期限が4月～9月の専門医 認定期限：9月30日
- ・ 認定期限が10月～3月の専門医 認定期限：3月31日

ご自分の認定期限をご確認のうえ、新しい認定期限をご確認ください。

2. 専門医更新者の理事会承認について

これまで、更新については専門医認定委員会のみで合否を決定していましたが、更新についても理事会承認が必要となりました。

3. 更新申請の受付期間について

これまで、規則により認定期限の1年前から更新申請を行うことができましたが、5年の研修期間を確保するよう指導があり、1年前からの申請受付はできなくなりました。更新審査に関するスケジュールを以下に変更いたしますので、期間内の申請をお願いいたします。

- ・ 期限が3月31日の方
申請期間（前年8月1日～9月30日）
専門医認定委員会による審査（前年10月）
合格者の理事会承認（3月上旬）
- ・ 期限が9月30日の方
申請期間（2月1日～3月31日）
専門医認定委員会による審査（4月）
合格者の理事会承認（9月上旬）

申請締切は、認定期限の半年前となります。

なお、締切後理事会までに参加予定の研修会、発表予定の業績を見込として申請すること

が可能となります。見込分を含めることで更新条件をクリアされる方は、参加証明あるいは発表証明を理事会前月末日までに専門医認定委員会へ提出が必要です。提出が無い場合、専門医資格失効となりますのでご注意ください。

なお、こちらのスケジュールを適用するのは、2023年3月31日が認定期限の専門医からといたします。それ以前に認定期限を迎える専門医は、認定期限までにご申請ください。

また、これまで認定期限に遅れても、更新条件をクリアしていれば更新可能でしたが、今後認めらなくなりますので、早めのご準備をお願いいたします。

令和4年1月21日

公益社団法人日本小児歯科学会
理事長 牧 憲司
専門医認定委員会
委員長 新谷誠康